

大田原市新型コロナウイルス感染症対策 中小企業緊急小口資金【令和3年度】

新型コロナウイルス感染症の影響により、業績が悪化している市内中小企業者の資金繰りを支援するため、大田原市では緊急小口資金制度を創設しました。

◎資金概要

| | |
|--------|--|
| 資金用途 | 経営の安定化に必要な運転資金 |
| 融資対象 | 市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者で、市税を完納しており、下記いずれかの条件を満たす方。 ①直近1ヶ月の売上高等が、前々年同月又は前年同月と比較して3%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等が前々年同期又は前年同期と比較して3%以上減少する見込みがある方 ②セーフティネット保証4号又は5号について市長の認定を受けた方 ③危機関連保証について市長の認定を受けた方 |
| 融資限度 | 1,000万円 |
| 融資期間 | 10年以内（元本据置期間2年以内） |
| 返済方法 | 期日一括又は元金均等月賦償還 ※一括返済の場合は1年以内 |
| 融資金利 | 1.0% |
| 担保・保証人 | 金融機関及び保証協会の定めるところによる |
| 保証料 | 市が全額補助 |
| 運用期間 | 令和3年6月25日(金)から令和3年12月28日(火)受付分まで |

※金融機関による審査があります。まずは、下記の市内取扱金融機関に直接ご相談・お申し込みください。

- ・足利銀行（大田原支店、黒羽支店）
- ・栃木銀行（大田原支店、大田原西支店）
- ・大田原信用金庫（本店、野崎支店、南大通り支店）
- ・白河信用金庫（大田原支店）・烏山信用金庫（黒羽支店）
- ・那須信用組合（大田原支店、黒羽支店）



【お問合せ】
大田原市商工観光課
TEL：0287-23-8709